

## 令和2年第6回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第163号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	11月26日
議案第164号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第166号	財産(高機能消防指令システム)の取得について	可決 (全員一致)	
議案第167号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第168号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第169号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第170号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第171号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

### 審査の状況

① 令和2年11月26日（議案審査）

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

② 令和2年12月15日（委員会報告書協議）

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

令和2年第6回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第163号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

開発行為の完了に伴い、都市計画法に基づき本市に帰属した山本南第6公園を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 公園の防護柵が周りの建物に対して、少し低いように感じるが、周辺のマンションや住宅への安全には問題ないのか。

答1 開発行為に伴い帰属される公園については、ボール遊びを目的とする公園ではない場合、状況に応じて1.5メートルもしくは1.8メートルのフェンスを設置することとしており、この公園のフェンスの高さは1.8メートルで整備している。

問2 掲示板にサッカーという文言がない。公園の周囲に車が駐車するなど死角になり、サッカーをする子どもたちが道へ飛び出すことなどで、事故の事例もある。注意喚起も含めてどうなのか。

答2 公園を利用する上での注意啓発を目的として注意板を設置し、ごみの持ち帰り等の一般的な注意事項を掲示している。サッカーボールの使用など個別の事案については、公園の利用状況に応じてラミネートの看板を作る等、注意喚起等を行っている。

問3 スプリング遊具が設置されているが、健康遊具設置の検討は。

答3 この開発地については、新たに戸建住宅が建つ街区になり、比較的若い世代が入居し、小さな子どもが遊ぶような公園と想定し、スプリング遊具を設置した。

問4 道路に面している2か所の出入口にあるU字型の車止めの柵は、抜けるようにしてあるが、何を想定しているのか。

答4 主に、この公園に設置されている防火水槽による消防活動用と、植木の管理やベンチの故障、水飲み場のメンテナンスなど公園の管理で車両が入ることを想定している。

問5 都市公園として、文化芸術センター庭園と山本南第6公園が同列であるならば、文化芸術センター庭園に児童用遊具を設置することがあり得るのか。

答5 文化芸術センター庭園については、文化芸術センターと一体となって、芸術の発信や市民の憩いなどを目的として開設したもの。今は児童用遊具を設置する考

えはないが、今後、ニーズがあれば検討することになるかと思う。

問6 防火水槽のほかに、防災設備を設置する必要性はないのか。

答6 この公園については、開発に伴い必要となったため、防火水槽を併設しているが、それ以外の防災上の機能は設けていない。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第6回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第164号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、省令に規定する急速充電設備に関する所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	現行の急速充電設備に関する規定の変更後、追加された5項目の安全対策についてのチェックや管理体制は。
答1	チェックについては、追加された5項目の安全対策について、届出の事前協議の段階での指導と現地確認を行う。管理体制については、基本的には施設事業者の管理となるが、消防による立入検査時において、維持管理状況等の徹底した指導を図っていきたい。
問2	変電設備の届出について、受付は消防本部で行うのか。また、消防本部の中に電気主任技術者は何人いるか。
答2	変電設備の届出の受付は消防本部で行う。また、現在消防本部に電気主任技術者は配置していない。
問3	現在、市内で充電設備は何か所設置されているか。また、今後の申請予定は。
答3	20キロワットを超える急速充電設備が8か所、一般充電設備は11か所、合計19か所設置されている。また、今後については、現在のところ申請等受けていない。
問4	200キロワットの充電設備を利用すると、どれぐらいの時間で充電できるのか。また、現在ある充電設備は将来的に200キロワットに変更していくのか。
答4	充電時間については、バッテリー容量にもよるが、30分以内の充電が可能と聞いている。また、将来的に200キロワットの充電設備が増えるかについては、増える可能性はあるが、運用基準が厳しく、費用も高いことから予測しかねる状態である。
<b>自由討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

**議案番号及び議案名**

議案第166号 財産（高機能消防指令システム）の取得について

**議案の概要**

宝塚市、川西市及び猪名川町消防通信指令事務協議会の消防指令業務に用いる高機能消防指令システム一式を老朽化に伴い更新整備し、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターの外、宝塚市、川西市及び猪名川町消防本部に配置しようとするもの。

取得金額 13億1,890万円

相手方 日本電気株式会社神戸支社

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 宝塚市、川西市、猪名川町における経費負担額について、案分率の根拠は。

答1 経費の2分の1は国勢調査人口による比率、残りの2分の1は消防費基準財政需要額による比率とし、その平均により案分率を決定している。案分率については、平成23年4月の高機能消防指令システム共同運用開始時に、先進事例を参考に、各市町の規模、消防の規模等を勘案し決定している。

問2 外国語での通報について、どのように対応しているのか。

答2 委託している外国語の通訳センターにつなぎ、3者通話で聞き取りを行っている。

問3 公募型プロポーザルは、どのように行われたのか。

答3 市のホームページに公告を行うとともに、主要なメーカー5者に対して公告を確認いただくよう電話による連絡をした。

問4 業者選定については、どの点を重視したのか。また、選定委員の中にシステムについて判断できる人はいたのか。

答4 システム内容、実績、機能等を評価するが、一番大きな配点は金額となる。7,500点の配点のうち、価格点が3千点となっている。また、選定委員は5名おり、2市1町の消防関係から4名、宝塚市の情報政策分野から職員が1名参加し、評価を行った。

問5 システム移行のスケジュールは。システム更新時にシステムを停止する時間はないのか。

答5 今年度中に協議を終了し仕様を決定する。その後、日本電気株式会社でプログラムや機器の製造を行い、令和3年10月ごろ、消防指令センターに機器の仮設置

を行う。古い設備の撤去後、新しい設備を設置し、令和4年4月から新システムによる運用開始を目指している。システム更新時のシステムの停止時間については、重要な機器に関しては停止しない、または、停止時間を最短の時間で行うという協議を進める予定である。

問6 現行のシステムにおいてこれまで故障はなかったか。今後は、故障等について、どのように対応するのか。

答6 現行のシステムにおいて、119番通報を受信できないような大きな障害故障は発生していない。主要な機器については二重化を行っており、2台同時に故障するということは少ないと想定している。故障が発生した場合も、重要な機器については直ちに修理してもらい保守契約を結んでいる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

- 議案第167号 市道路線の認定について
- 議案第168号 市道路線の認定について
- 議案第169号 市道路線の認定について
- 議案第170号 市道路線の認定変更について
- 議案第171号 市道路線の認定変更について

**議案の概要**

**（議案第167号～議案第169号）**

都市計画法に基づく土地の帰属により新規認定をしようとするもの。

**（議案第170号～議案第171号）**

都市計画法に基づく土地の帰属に伴い、既認定道路の終点を変更しようとするもの。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 議案第167号と第170号について、第167号は始点と終点が現在の認定道路と接していない。第170号が先に認定されればそこに接道するが、先に第167号が認定されるというケースは今まであったのか。

答1 議案第167号と第170号については、同じ開発地における同時期の開発行為で整備された道路であるため、一括で考えている。議案順位については、今後、よく見合いながら、番号を振っていきたいと考えている。

問2 2路線の申請日や受理日は同日か。同日付であれば、市道に接道していない道路を先に認定道路議案とするのはおかしいのではないか。これを認めれば、認定道路に全くつながらない道路が認定され、1か月ずれ、3か月ずれて、次の認定道路が出てくるなどおかしくなるのではないかと考えるが、見解は。

答2 公有財産の引継年月日及び登記年月日はいずれも同日付である。今後、市道路線の認定、変更については、指摘された意見も念頭に置きながら、路線番号を付与していきたいと考えている。

問3 議案第171号について、この開発地については、池の周囲で西側に古墳もあり、その辺も含めて、最後の森をなくさないでほしいと近隣の方たちが反対した経緯がある。東側はまだ山として残っているが、間に家が建ったりもしているので、道路が延伸されることは不可能かと考えているが、見解は。

答3 今回の開発に関しては全てが行き止まり道路で宅地に囲まれているため、今回の開発道路から次の開発というような状況にはないと認識している。

自由討議	なし
討論	なし
<b>審査結果</b>	
議案第167号	可決 (全員一致)
議案第168号	可決 (全員一致)
議案第169号	可決 (全員一致)
議案第170号	可決 (全員一致)
議案第171号	可決 (全員一致)